

包括外部監査措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

対 象	岐阜市の補助金、負担金及び交付金
監査実施年度	令和2年度
包括外部監査人	竹中 雅史
提 出 日(最新提出日)	令和7年3月31日
監査委員公表日	令和7年11月17日

結果欄の記載方法
○、△、×のいずれかを記入
○:措 置 済 措置を講じた(実施中含む)もの
△:検 討 中 検討中のもの
×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したもの

令和6年度末時点の措置状況（既に措置済みのものも含む）

措置済	検討中	未実施決定済	合計
262	8	55	325

第3部 各論(個別の補助金等の監査の結果)

第1 実行委員会(類似団体含む)

7 やないづ境川ふれあい夏祭り2019事業負担金

(1) 負担金の根拠

指摘及び意見	措置状況(令和6年度末)	結果欄	部	課	本編頁
【意見】 交付先団体の規約又は交付先団体との協定等において、市が負担金を拠出することの根拠となる定め、市と他の団体との負担割合の決定方法に関する定めを置くようにさせることが望ましい。	当該団体は協賛金を集めながら、運営費に充当するなどの取り組みを行っており、市は事業の効果性を含め、必要と判断した上で、適正な負担金の規模を精査の上、予算計上し、毎年議会審議を経て、予算化を図っているところであり、一定の負担割合を定めるのではなく、今後も、同様の考え方や方法にて、負担金を拠出していくものとする。なお、負担金額については、事業規模に応じ、変更も検討していく。	×	ぎふ魅力づくり推進部	観光コンベンション課	39

29 岐阜観光コンベンション協会運営負担金

(3) 見直し

指摘及び意見	措置状況(令和6年度末)	結果欄	部	課	本編頁
【指摘】 事業補助の補助金に切り替え、「岐阜市観光事業補助金交付要綱」を根拠にすべきである。もし、協会の運営費の一部を負担する必要性及び相当性を吟味した上で、必要性及び相当性が認められ、現状の負担金という形で継続するのであれば、これまでの経緯を取っ払ったゼロベースで、負担金額を決定するとともに、一定割合の負担率等を定めた負担金の根拠規程を設けるべきである。	協会は、本来、行政が実施すべき業務の実施や役割を担う組織であるため、事業実施に係る費用は、負担金が望ましいと考えている。 なお、負担金の算定に当たっては、一定の負担割合を定めるのではなく、年度毎の予算協議において、地域DMOの予算として、客観的なデータや合理性なども加味したものとなっているかなど、多面的に精査し、計上することとした。	×	ぎふ魅力づくり推進部	観光コンベンション課	84

第8 任意団体・社団法人・財団法人等

84 文化団体補助金

(1) 補助金交付対象団体

指摘及び意見	措置状況(令和6年度末)	結果欄	部	課	本編頁
【指摘】 補助金交付対象団体を限定すべき理由がなければ、公募すべきである。理由があるのであれば、あらかじめ限定した団体に補助金を交付することが説明可能な交付目的を交付要綱に設定すべきである。	指摘のあった5補助金中、1補助金については、令和3年度予算から廃止、2補助金については令和7年度予算から廃止。残る2団体のうち、1団体については令和6年度中に大まかな方向性については合意済みであることから、令和7年度を目途に詳細を詰め、要綱を改定する予定である。もう1団体については、現在、方向性について調整を行っており、令和9年度を目途に方針を決定する。	△	ぎふ魅力づくり推進部	文化芸術課	222

包括外部監査措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

対 象	岐阜市の補助金、負担金及び交付金
監査実施年度	令和2年度
包括外部監査人	竹中 雅史
提 出 日(最新提出日)	令和7年3月31日
監査委員公表日	令和7年11月17日

結果欄の記載方法

○、△、×のいずれかを記入

○:措 置 済 措置を講じた(実施中含む)もの

△:検 討 中 検討中のもの

×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したもの

令和6年度末時点の措置状況（既に措置済みのものも含む）

措置済	検討中	未実施決定済	合計
262	8	55	325

(2) 補助対象経費

指摘及び意見	措置状況(令和6年度末)	結果欄	部	課	本編頁
【指摘】 補助対象経費は、個別具体的な費用を設定すべきである。	指摘のあった5補助金中、1補助金については、令和3年度予算から廃止、2補助金については令和7年度予算から廃止。残る2団体のうち、1団体については令和6年度中に大まかな方向性については合意済みであることから、令和7年度を目途に詳細を詰め、要綱を改定する予定である。もう1団体については、現在、方向性について調整を行っており、令和9年度を目途に方針を決定する。	△	ぎふ魅力づくり推進部	文化芸術課	222

(3) 補助金額の決定

指摘及び意見	措置状況(令和6年度末)	結果欄	部	課	本編頁
【指摘】 補助対象団体が得ている収入や財産状況を考慮して補助金の額を定めるべきである。	指摘のあった5補助金中、1補助金については、令和3年度予算から廃止、2補助金については令和7年度予算から廃止。残る2団体のうち、1団体については令和6年度中に大まかな方向性については合意済みであることから、令和7年度を目途に詳細を詰め、要綱を改定する予定である。もう1団体については、現在、方向性について調整を行っており、令和9年度を目途に方針を決定する。	△	ぎふ魅力づくり推進部	文化芸術課	223

(5) 補助の見直し

指摘及び意見	措置状況(令和6年度末)	結果欄	部	課	本編頁
【指摘】 事業補助に切り替え、岐阜市文化団体補助金としての総額を予算額とし、交付要綱において、補助対象とする団体の数、補助対象事業、補助対象経費の範囲、補助対象経費に対する補助率、1団体に対する補助金の上限を具体的に設定し、補助の必要のある額を交付するようにすべきである。	指摘のあった5補助金中、1補助金については、令和3年度予算から廃止、2補助金については令和7年度予算から廃止。残る2団体のうち、1団体については令和6年度中に大まかな方向性については合意済みであることから、令和7年度を目途に詳細を詰め、要綱を改定する予定である。もう1団体については、現在、方向性について調整を行っており、令和9年度を目途に方針を決定する。	△	ぎふ魅力づくり推進部	文化芸術課	224

第8 任意団体・社団法人・財団法人等

85 文化財関連団体補助金

(4) 交付目的と事業評価

指摘及び意見	措置状況(令和6年度末)	結果欄	部	課	本編頁
【意見】 交付目的に即した適切な成果指標によって事業評価をすることが望ましい。	文化財を次世代へ継承することを目的とした事業を対象にした補助制度にすべく要綱を改正し、令和5年4月1日付けにて施行した。 新補助制度に係る成果指標については、交付目的の趣旨の達成度を測る成果指標を、令和5年度の実績も踏まえつつ令和6年度に作成したことから、令和7年度からは当該指標によって事業評価を行う。	△	ぎふ魅力づくり推進部	文化財保護課	227

包括外部監査措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

対 象	岐阜市の補助金、負担金及び交付金
監査実施年度	令和2年度
包括外部監査人	竹中 雅史
提 出 日(最新提出日)	令和7年3月31日
監査委員公表日	令和7年11月17日

結果欄の記載方法

○、△、×のいずれかを記入

○:措 置 済 措置を講じた(実施中含む)もの

△:検 討 中 検討中のもの

×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したもの

令和6年度末時点の措置状況（既に措置済みのものも含む）

措置済	検討中	未実施決定済	合計
262	8	55	325

第3部 各論(個別の補助金等の監査の結果)

第8 任意団体・社団法人・財団法人等

89 障害児・者団体運営費補助金

(2) 補助金の額(一般財団法人岐阜市身体障害者福祉協会)

指摘及び意見	措置状況(令和6年度末)	結果欄	部	課	本編頁
【指摘】 補助金として維持するのであれば、収益事業における利益部分を差引いた額を基にして、補助金の額を決定すべきである。そうしないのであれば、補助金ではなく委託事業とすべきである。	令和6年度において、収益事業における利益部分を差引いた額を基にして、補助金の額を決定した。	○	福祉部	障がい福祉課	247

42 地区敬老会運営費補助金

(2) 補助金の額

指摘及び意見	措置状況(令和6年度末)	結果欄	部	課	本編頁
【意見】 高齢者に対して敬意を表して、その長寿を祝福することの意義は否定しないが、それを地区敬老会の開催によって達成しようとするのか、祝い品の贈呈によって達成しようとするのか、その他の方法によって達成しようとするのか、その手段に対して公金から補助金を支出する公益上の必要性はあるのか、目的達成のための手段の在り方について再考することが望ましい。	老人福祉法(昭和38年法第133号)第5条第3項において、国及び地方自治体は、老人の団体その他の者によって、老人の福祉に関する行事が実施されるよう奨励しなければならないとされている。したがって、当該行事の実施を奨励するため、その実施については、地域に密着している自治会によって行われることとしている。また、その実施方法については、自治会において、その地域の状況に則した方法により検討が行われている。一括交付金については、自治会連合会を所管する市民協働推進部が、「協働のまちづくり推進計画2023-2027」の期間中に整理を行っており、令和9年度の次期計画策定時に一括交付金等制度の導入も含め地域コミュニティの理想的なあり方の実現を目指しており、その計画に沿った形で、引き続き、検討していくこととする。	△	福祉部	高齢福祉課	123

包括外部監査

措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

対 象	岐阜市の補助金、負担金及び交付金
監査実施年度	令和2年度
包括外部監査人	竹中 雅史
提 出 日(最新提出日)	令和7年3月31日
監査委員公表日	令和7年11月17日

結果欄の記載方法

○、△、×のいずれかを記入

○:措 置 済 措置を講じた(実施中含む)もの

△:検 討 中 検討中のもの

×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したもの

令和6年度末時点の措置状況（既に措置済みのものも含む）

措置済	検討中	未実施決定済	合計
262	8	55	325

第3部 各論(個別の補助金等の監査の結果)

- 第6 地域
- 44 都市美化推進事業補助金
- (2) 会計の混同

指摘及び意見	措置状況(令和6年度末)	結果欄	部	課	本編頁
【意見】 都市美化連絡協議会各支部の自治会連合会への統合等、自治会連合会の経理・報告事務の負担軽減を検討することが望ましい。	令和6年度において、補助金の交付先が協議会となっている自治会連合会に対し、支部の運営方法や資金管理についてヒアリングを実施した。令和7年度はヒアリング結果を踏まえて、自治会連合会の負担軽減が可能な補助金のありかたについて検討を行い、方針を決定する。	△	環境部	ゼロカーボンシティ推進課	132

第3部 各論(個別の補助金等の監査の結果)

- 第6 地域
- 45 自主防災組織強化対策補助金
- (5) 補助の見直し

指摘及び意見	措置状況(令和6年度末)	結果欄	部	課	本編頁
【指摘】 事業補助に切り替えるべきである。そして、補助金の額を根拠のない固定額と世帯数により機械的に算定するのではなく、交付要綱において、交付目的と補助の必要性に即した具体的な補助対象事業と補助対象経費を定め、一定の補助率と補助上限額を具体的に設定した上で、各自主防災隊（団）及び岐阜市自主防災組織連絡協議会から、補助対象事業に必要な額を積算した予算書を提出させ、補助の必要のある額を交付するようにすべきである。	交付要綱において、補助対象事業、補助対象経費を規定している。交付申請時に支出予定について明細内訳の例示項目に従来購入実績のある物品名を追加して提出させ、自主防災組織が購入する物品について具体性を高めさせ、補助対象経費であることを確認の上交付する。 補助率と補助上限額に関し、令和7年度において能登半島地震を踏まえた他中核市の状況について、調査を実施した上で、各地域の実情を踏まえて方針を決定する。加えて、地域への部局を横断した一体的な補助金の交付についても、検討を進める。	△	危機管理部	危機管理課	137

包括外部監査

措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

対 象	岐阜市の補助金、負担金及び交付金
監査実施年度	令和2年度
包括外部監査人	竹中 雅史
提 出 日(最新提出日)	令和7年3月31日
監査委員公表日	令和7年11月17日

結果欄の記載方法

○、△、×のいずれかを記入

○:措 置 済 措置を講じた(実施中含む)もの

△:検 討 中 検討中のもの

×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したもの

令和6年度末時点の措置状況（既に措置済みのものも含む）

措置済	検討中	未実施決定済	合計
262	8	55	325

第3部 各論(個別の補助金等の監査の結果)

第9 事業・個人

118 空き家改修費補助金

(1) 公平性

指摘及び意見	措置状況(令和6年度末)	結果欄	部	課	本編頁
【意見】 「空き家の流通及び活用を促進し、もって本市の定住人口の増加及び人口流出の抑制を図る」という目的をより達成できるよう、自己取得及び自己定住に限定する要綱の見直しを検討することが望ましい。	令和6年度に自己取得及び自己定住のみに限らず親世帯や子世帯を対象とするよう要件の緩和を行った。	○	まちづくり推進部	住宅・空家対策課	312